年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 平成30年6月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700386号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800007号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社(現在は、B社)における昭和63年4月20日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成2年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

昭和63年4月から同年7月までの期間及び同年9月から平成2年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年4月から同年7月までの期間及び同年9月から平成2年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成2年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年8月1日から平成3年10月28日までの期間の標準報酬月額を、平成2年1月は22万円、同年8月から平成3年9月までは28万円とし、当該期間の標準報酬月額(平成2年1月、同年8月及び同年9月については、別表の第6欄に掲げる標準報酬月額を除く。また、平成2年10月から平成3年9月までの期間については、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年10月28日から同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

請求期間②については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

5 請求期間③について、請求者のA社における平成6年8月1日から同年10月

1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年8月及び 同年9月の標準報酬月額については、24万円を32万円とする。

平成6年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例 法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として 記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年4月20日から平成3年10月28日まで

② 平成3年10月28日から同年12月1日まで

③ 平成6年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び③について、同社の給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が、ねんきん定期便で確認できる保険料納付額よりも高額になっている。また、請求期間②については、同社に継続して勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたことから厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が相違していると思う。

所持している給料明細書等を提出するので、請求期間①及び③については標準報酬月額を、請求期間②については厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和63年4月20日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成2年10月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料明細書、給与に関する事項が記載された明細書又は給与支給明細書(以下「給料明細書」という。)により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(別表の第3欄)並びに当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」

という。)に見合う標準報酬月額(別表の第4欄)及び当該期間における各月の報酬額を本来の報酬月額と見なした報酬月額(以下「みなしの報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(別表の第5欄)は、いずれも別表の第2欄に掲げるオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定 又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保 険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額等 (本来の報酬月額に見合う標準報酬月額及びみなしの報酬月額に見合う標準報 酬月額をいう。以下同じ。)に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、こ れらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和63年4月から同年7月までの期間及び同年9月から平成2年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額等は、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおりであることから、厚生年金特例法により、同表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和63年4月から同年7月までの期間及び同年9月から平成2年9月までの期間について、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、給料明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額等と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額の不一致は長期間にわたっていることから、事業主は、上述の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和63年4月から同年7月までの期間及び同年9月から平成2年9月までの期間については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納入の告知を行っており、事業主は、当該期間に係る同表の第6欄に掲げる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成2年10月1日から平成3年10月28日までの期間について、給料明細書により、別表の第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、同表の第2欄に掲げるオンライ

ン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額であることから、厚生年 金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められ ない。

2 請求期間①のうち、平成2年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年8月1日から平成3年10月28日までの期間について、給料明細書により、別表の第4欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、同表の第2欄に掲げるオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

したがって、平成2年1月及び同年8月から平成3年9月までの期間の標準報酬月額を、平成2年1月は22万円、同年8月から平成3年9月までは28万円とし、当該期間の標準報酬月額(平成2年1月、同年8月及び同年9月については、別表の第6欄に掲げる標準報酬月額を除く。また、平成2年10月から平成3年9月までの期間については、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、昭和63年8月1日から同年9月1日までの期間について、 請求者は当該期間に係る給料明細書等の資料を所持していない上、B社は、当該 期間に係る資料は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に おける厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、昭和63年8月1日から同年9月1日までの期間の前後の給料明細書に おいて確認できる厚生年金保険料控除額は、同額ではないことから、当該期間の 厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の昭和63年8月1日から同年9月1日までの期間における 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、昭和63年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間②について、給料明細書により、請求者は請求期間②においてA社に継続して勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる請求期間②の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 26 万円、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は 24 万円であることから、厚生年金特例法により、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、B社は、請求期間②について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を 社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否 かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が 請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情 が無いことから、行ったとは認められない。

5 請求期間③について、給料明細書により、請求期間③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額(32万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間③の標準報酬月額(24万円)より高額であることが確認できる。

また、請求者の平成6年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はいずれも32万円であることから、厚生年金特例法により、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成6年8月及び同年9月について、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

〈別表〉

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記 録の標準報酬 月額	厚生年金保険 料控除額に見 合う標準報酬 月額	本来の報酬 月額に見合 う標準報酬 月額	みなしの報酬 月額に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例 法による標準 報酬月額
昭和 63 年 4 月	11万8,000円	14万2,000円		14万2,000円	14万2,000円
昭和63年5月	11万8,000円	18 万円		18 万円	18 万円
昭和63年6月	11万8,000円	24 万円		24 万円	24 万円
昭和 63 年 7 月	11万8,000円	20 万円		20 万円	20 万円
昭和 63 年 9 月	11万8,000円	24 万円		24 万円	24 万円
昭和 63 年 10 月	11万8,000円	26 万円	19 万円		19 万円
昭和 63 年 11 月	11万8,000円	22 万円	19 万円		19 万円
昭和 63 年 12 月	11万8,000円	24 万円		24 万円	24 万円
昭和 64 年 1 月	11万8,000円	20 万円		20 万円	20 万円
平成元年2月及び 同年3月	11万8,000円	28 万円		28 万円	28 万円
平成元年4月及び 同年5月	11万8,000円	22 万円		22 万円	22 万円
平成元年6月	11万8,000円	20 万円		20 万円	20 万円
平成元年7月	11万8,000円	22 万円		22 万円	22 万円
平成元年8月	11万8,000円	17 万円		17 万円	17 万円
平成元年9月	11万8,000円	24 万円		24 万円	24 万円
平成元年 10 月	13万4,000円	26 万円	22 万円		22 万円
平成元年 11 月	13万4,000円	28 万円	22 万円		22 万円
平成元年 12 月	13万4,000円	24 万円	22 万円		22 万円
平成2年1月	13万4,000円	19 万円	22 万円		19 万円
平成2年2月から 同年7月まで	13万4,000円	22 万円	22 万円		22 万円
平成2年8月及び 同年9月	13万4,000円	22 万円	28 万円		22 万円
平成2年10月から 平成3年9月まで	22 万円	22 万円	28 万円		

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700394号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800008号

第1 結論

請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年2月23日から昭和46年4月26日に訂正し、昭和46年4月から同年10月までの標準報酬月額を8万6,000円、同年11月から昭和47年1月までの標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

昭和46年4月26日から昭和47年2月23日までの期間については、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、 保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

船員保険の適用船舶所有者(以下「船舶所有者」という。)が請求者に係る昭和46年4月26日から昭和47年2月23日までの期間の船員保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年4月26日から昭和47年2月23日まで

請求期間について、私が乗船していた船舶Bの所有者であるA社における船員保険被保険者資格の取得年月日を、昭和47年2月23日から船員手帳に記載されている雇入年月日である昭和46年4月26日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の事情を知る社員は現在おらず、書類も無いため請求者の請求期間 に係る勤務実態等について不明である旨回答している。

しかしながら、請求者から提出された船員手帳の雇入記録から、請求期間のうち、昭和46年4月26日から同年10月25日までの期間及び同月30日から昭和47年2月22日までの期間について、請求者は、船舶Bに甲板員として乗り組んでいたことが確認できる。また、請求期間のうち、昭和46年10月26日から同月29日まで

の船員手帳において雇入れが確認できない期間について、請求者は、他の乗組員と 同様に漁の切替え準備をしていた旨陳述しているところ、当該期間において同船で の船員保険被保険者であり船長であった者も、当該期間において乗組員は出港まで 陸上で継続して勤務をしていた旨陳述している。

これらのことから判断すると、請求者は、請求期間においてA社が所有する船舶 Bに継続して勤務していたものと認められる。

また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿により、請求期間に同船での船員保険被保険者記録が確認できる延べ28人のうち、所在が確認できた15人に対して照会を行ったところ13人から回答があり、請求期間の同船の乗組員数については、おおむね16人から20人であったという回答が多数であるところ、当該船員保険被保険者名簿によると、請求期間における同船の船員保険被保険者数の推移は18人から22人であることから、請求期間当時のA社では、同船の乗組員全員を船員保険に加入させていたことが推認でき、請求期間において請求者のみを船員保険に加入させていなかったとは考え難い。

さらに、所持する船員手帳の雇入年月日から、請求者と同日の昭和 46 年 4 月 26 日に船舶Bに雇入れされたことが確認できる同僚の 3 人全員が、同日時点において船員保険被保険者である上、請求期間に同船に乗り組んだと回答があった複数の同僚が、船員手帳にA社において雇入れされた記載がありながら船員保険に加入しなかった期間は無い旨述べている。

加えて、請求期間当時のA社の専務取締役であり、現在は同社会長である者の証言及び複数の同僚(上記3人のうち2人を含む。)は、請求者が船員保険に加入せずに乗船することは考えられない旨陳述していることから、請求期間において請求者のみ異なる取扱いをしていたとは考え難い。

また、請求者は、請求期間の前後に船舶Bでの船員保険被保険者記録が確認できるところ、請求期間の同船における職務は、請求期間の前後と比較して何も変わるところはなかった旨陳述している上、前述の船長は、年齢や職務内容などで乗組員の船員保険加入の取扱いに差異はなかった旨陳述していることから、請求者の給与から保険料を控除しない事情は考えられず、請求者の請求期間に係る保険料も控除していたと考えられる。さらに、同船長及び複数の同僚は、船主であるA社は堅実な会社であり、乗船期間中は乗組員全員を船員保険に加入させ、給与から保険料を控除していたと思う旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、請求期間直後の船舶Bにおける船員保険被保険者期間と同一の勤務形態により継続して勤務し、請求期間に係る保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者名簿において

請求期間に船舶Bに甲板員として乗り組んだことが確認できる複数の同僚の標準報酬月額に係る記録から、昭和46年4月から同年10月までの標準報酬月額を8万6,000円、同年11月から昭和47年1月までの標準報酬月額を4万5,000円とすることが妥当である。

なお、船舶所有者が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和46年4月から昭和47年1月までの期間について、請求者の船員保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、船舶所有者が請求どおりの船員保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700400号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800009号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月1日から同年5月1日まで

私は、C社に昭和52年4月1日から勤務し、昭和56年4月1日にA社へ転勤したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同一企業グループ内での転勤であり、退職したことは無く継続して勤務しているので、同年5月1日となっているA社における被保険者資格の取得年月日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「社員台帳 I」によると、請求者は、昭和 52 年 4 月 1 日から現在まで同社に継続して在籍していることが確認できる上、同社から提出された入退社年月日等が記載された「入退表」の記録から、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し(昭和 56 年 4 月 1 日に C 社から A 社に移籍)、請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社の健康保険厚生年 金保険被保険者原票における被保険者資格取得時の標準報酬月額の記録から9万

2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 B社は、請求期間について、請求者の保険料を納付していないことを認めており、 請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日について、請求者がC 社からA社に移籍した昭和56年4月1日とすべきところ、原因は不明であるが同 年5月1日として届け出た旨回答している上、B社から提出された資格取得年月日 等が記載された「社保台帳」における請求者の被保険者資格取得年月日は昭和56年5月1日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求 期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 東北(受)第1700395号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成14年1月21日から平成18年10月1日まで 私は、平成10年5月6日から平成18年9月30日までA社に勤務していたが、 国の記録では同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成14年1月21日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。請求期間も継続して同社に勤務し、B事業所でC業務に従事していたので、平成18年10月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「平成 18 年賃金台帳」によると、「所属 アルバイト退職者」、「入社年月日 平成 14 年 1 月 21 日」、「退職年月日 平成 18 年 3 月 20 日」と記載されているところ、同社は、請求者はアルバイトとして平成 14 年 1 月 21 日から平成 18 年 3 月 20 日まで勤務していた旨回答しており、請求者は、請求期間のうち、当該期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(副)」によると、請求者の被保険者資格喪失年月日は、平成14年1月20日退職により、同月21日と届出されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成 14年1月20日であり、オンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者資格喪 失年月日と符合している。

さらに、A社は、請求期間当時のアルバイトについては、厚生年金保険の被保険

者として資格取得させていない旨回答しており、請求者と同様にアルバイトとして 同社に勤務していた者に係る給与からも厚生年金保険料(以下「保険料」という。) は控除していない旨回答している。

加えて、請求期間のうち平成 17 年 12 月 21 日から平成 18 年 3 月 20 日までの期間について、A社から提出された請求者に係る「平成 18 年分賃金台帳」及び「源泉徴収簿―平成 18 年分」によると、平成 18 年 1 月 27 日、同年 2 月 28 日及び同年 3 月 28 日に支給された給与は、平成 17 年 12 月 21 日から平成 18 年 3 月 20 日までの期間を計算の対象としているところ、当該給与から保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求期間のうち平成14年1月21日から平成17年12月20日までの期間について、前述のとおり請求者はアルバイトとして勤務しており、平成17年12月21日から平成18年3月20日までの期間の勤務形態と同一であることから、当該期間と同様に請求者の給与から保険料は控除されていないと推認できる。

さらに、請求期間のうち平成 18 年 3 月 21 日から同年 9 月 30 日までの期間について、A社は、請求者の当該期間における勤務実態及び給与からの保険料の控除に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700396号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年1月1日から同年7月1日まで

国の記録では、A社に係る厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 37 年 7 月 1日となっているが、私はそれ以前から同社に勤務していた。資格取得年月日が昭和 37 年 1 月 1 日と記載され、さらに発行日を示すと思われるスタンプが押印された厚生年金保険被保険者証を提出するので、資格取得年月日の記録を昭和 37 年 1 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によるとA社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の閉鎖事項全部証明書によると同社の商業登記簿は平成20年8月11日に閉鎖されていることが確認できる。また、同社の上記証明書において、同社が平成12年2月21日に解散した際の代表取締役又は取締役3人が請求期間における事業主であったとしている者は、オンライン記録により既に死亡していることが確認できる。さらに、当該代表取締役又は取締役であった3人及び同社の代表清算人は、いずれも請求者の請求期間に係る資料を保有していない旨回答している。加えて、請求期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚及び当該同僚から経理又は社会保険事務担当者として名前が挙がった者(以下「同僚等」という。)に照会を行ったものの、回答のあった同僚等で、請求者の勤務期間を記憶し、同社に係る給与明細書を保有している者はいない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していない。これらのことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認できない。

また、請求者は、自身が所持する厚生年金保険被保険者証の記載事項から、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和37年1月1日である旨主張しているものの、当該被保険者証の記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、当該記号番号は、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された記号番号であり、当該払出簿における当該記号番号の資格取得年月日は、同年7月1日であることが確認できる。さらに、同社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者は同年7月1日に当該記号番号で同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求期間当時は、7月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合には、当該年に係る定時決定は行われないところ、当該被保険者名簿において請求者の昭和37年に係る定時決定の記録はない。加えて、当該被保険者名簿において請求者の昭和37年に係る記載は、拡大した画像からは同年7月1日であることが確認できる。これらのことから、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年7月1日と認められる。

なお、上記厚生年金保険被保険者証において、「老令 2.4.-7 B」の押印が確認できるところ、請求者は当該押印をもって当該被保険者証の発行日は昭和37年2月4日と判断できる旨主張しているものの、B年金事務所は当該押印について、平成2年4月7日に老齢年金の裁定請求書を受付した際に、B社会保険事務所(当時)において押印されたものと思われる旨回答している。また、オンライン記録により、請求者の老齢年金の受給権発生は平成2年4月、受付は同年4月7日、裁定は同年5月31日であることが確認でき、同年金事務所の回答内容と整合する。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。